

○静岡県警察国民保護警備計画の制定について

(平成19年3月2日例規災第8号)

みだしのことについて、別添のとおり「静岡県警察国民保護警備計画」を定め、平成19年4月1日から施行することとしたので通達する。

別添

静岡県警察国民保護警備計画

目次

- 第1章 総則(第1―第7)
 - 第2章 警備体制(第8―第12)
 - 第3章 武力攻撃事態等への対処(第13―第22)
 - 第4章 事前の措置(第23―第31)
 - 第5章 その他配意すべき事項(第32)
 - 第6章 緊急対処事態への対処(第33・第34)
- 附則

第1章 総則

第1 目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する警察活動(以下「国民保護警備活動」という。)について基本的事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民保護措置の万全を期すことを目的とする。

第2 準拠規程

国民保護警備活動等は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)、国家公安委員会・警察庁国民保護計画(平成17年10月国家公安委員会・警察庁)、静岡県警察の警備実施に関する訓令(平成8年県本部訓令第8号。以下「訓令」という。)、緊急事態における静岡県警察の対策本部等の設置に関する要綱の制定について(平成19年例規災第7号。以下「要綱」という。)その他関係規程によるほか、この計画の定めるところによる。

第3 用語の定義

この計画に使用する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
- 2 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- 3 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- 4 武力攻撃事態等 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

- 5 緊急対処事態 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
- 6 国民保護措置 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置をいう。
- 7 武力攻撃災害 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
- 8 緊急対処保護措置 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置をいう。

第4 基本方針

県本部及び署は、平素から県及び市町並びに関係機関・団体との緊密な連携の下に、武力攻撃事態等において、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、国民の生命及び身体の保護を最優先とした国民保護警備活動に努めるものとする。

第5 職員の心構え

職員は、国民保護警備活動の重要性を自覚するとともに、武力攻撃事態等に備えて平素から本県警察が長年培ってきた災害警備活動に関する知識、経験等を活かし、参集の準備及び参集時における任務の確認に努め、国民保護警備活動に当たっては、冷静沈着かつ迅速的確に対処し、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

なお、警備要員の指定の対象となり得る者はすべて同様とする。

第6 国民保護警備活動

国民保護警備活動は、次に掲げる事項を基本とする。

- 1 武力攻撃の兆候に係る情報収集
- 2 武力攻撃災害関連情報の収集及び提供
- 3 警報の伝達
- 4 避難住民の誘導
- 5 被災者の捜索及び救出
- 6 死体の見分又は検視
- 7 要避難地域等における住民の安全確保、犯罪の予防等
- 8 生活関連等施設の安全確保
- 9 NBC 攻撃等による災害への対処

- 10 交通規制
- 11 関係機関の行う国民保護措置に対する協力及び支援
- 12 その他必要な警察業務

第7 関東管区警察局静岡県情報通信部との連携

この計画において、通信に関する事項については、関東管区警察局静岡県情報通信部と緊密な連携を図り、協力して行うものとする。

第2章 警備体制

第8 警備要員の指定

警備要員は、警察官及び警察行政職員をもって充てる。

第9 対策本部の編成

- 1 武力攻撃事態等における県本部に設置する対策本部（以下「県警対策本部」という。）又は対策室（以下「県警対策室」という。）の編成は、要綱の定めによるものとする。
- 2 署に設置する対策本部（以下「署対策本部」という。）又は対策室（以下「署対策室」という。）の編成は、前記1に準ずるものとする。

第10 警備部隊の編成

- 1 本部長は、県本部に訓令に規定する一般部隊及び特科部隊を編成する。
- 2 一般部隊及び特科部隊の編成並びに国民保護警備活動に関し、この計画に定めのない事項については、静岡県警察震災等警備基本計画（平成19年例規災第71号）に定めるところによるものとする。
- 3 署長は、県本部に準じて、必要な警察署特科部隊を編成するものとする。

第11 警備要員の招集等

- 1 武力攻撃事態等において当該事態の情勢に応じて必要があると認めるときは、本部長又は署長が警備要員の全部又は一部に対して招集命令を発するものとする。
- 2 警備要員は、次に掲げる事態を認知したときは、前記1の規定による招集の有無にかかわらず、訓令第40条に規定する応招免除者を除き、速やかに警察本部庁舎、警察署その他適当な場所に参集するものとする。
 - (1) 国の対策本部長による警報（国民保護法第44条第1項の警報をいう。以下同じ。）が発令されたこと。
 - (2) 警報が発令される前に知事から緊急通報（国民保護法第99条の緊急通報をいう。以下同じ。）が発令されたこと。

第12 国民保護警備実施要領の整備

県本部の関係所属長及び署長は、本計画に基づく国民保護警備計画実施要領（以下「実施要領」という）を定め、必要に応じ見直しを図るものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第13 体制の確立

1 公安委員会への要請

本部長は、武力攻撃事態等に至ったときは、静岡県公安委員会の運営に関する規則（平成13年県公委規則第2号）第3条に規定するところによる臨時会を招集するよう要請する。

2 県警対策本部の設置

(1) 本部長は、武力攻撃事態等に至ったときは、第9に規定するところによる県警対策本部を設置する。

(2) 県警対策本部の編成及び任務は、要綱別表第3又は別表第4のとおりとする。

3 県警対策室の設置

(1) 県本部緊急事態対策課長は、武力攻撃の兆候等に関する情報を入手したとき又は武力攻撃事態等に至り、要綱に規定するところによる県警対策本部を設置するまでの間は、県警対策室を設置するものとする。

(2) 県警対策室の編成及び任務は、要綱別表第6のとおりとする。

4 通信の確保

本部長は、武力攻撃事態等において、県警対策本部が設置されたときは、情報通信施設の状況を把握するとともに、宰領通信による各通信系の通信統制及び警察内線電話の発着信規制などにより、国民保護警備活動等に関する通信を確保する。

第14 警報等に係る措置

1 兆候の把握及び報告

本部長は、武力攻撃の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに警察庁及び関東管区警察局（以下「警察庁等」という。）に報告する。

2 警報の伝達

(1) 本部長は、知事又は警察庁から警報の通知があったときは、直ちにその内容を所属長に通知する。

(2) 署長は、本部長から前記(1)の内容の通知を受けたときは、市町と協力し、交番、駐在所、自動車警ら班等の勤務員による拡声器又は標示の活用などにより、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めるものとする。

3 警報の解除

知事又は警察庁から警報の解除の通知があったときは、前記2(2)の場合と同様に警報の解除の伝達を行うものとする。

4 緊急通報発令時の措置

(1) 本部長は、知事から緊急通報の発令の通知があったときは、警報の伝達の場合に準じて、その内容を所属長に通知する。また、警察庁等に対し、その旨を速やかに報告する。

- (2) 署長は、本部長から前記(1)の内容の通知を受けたときは、警報の伝達の場合に準じて、住民に対して緊急通報の内容を的確かつ迅速に伝達するよう努めるものとする。
- (3) 武力攻撃災害の兆候を発見した住民等から通報を受けた警察官は、事案の概要を通信指令室に即報するものとする。この場合において、県警対策本部等では、警察庁等への即報を行うとともに、知事及び武力攻撃災害の兆候等が認められる地域の市町長に通報しなければならない。

第15 住民の避難

1 避難の指示に係る調整

本部長は、知事からの避難指示の伝達を行うに当たり、次に掲げる事項について知事に必要な意見を述べるものとする。

- (1) 緊急通行車両の確認に係る調整
- (2) 主要な避難経路の選定
- (3) 半島、中山間地域など交通機関が限られている地域を含めた住民避難の交通手段としての自家用車等の使用に係る調整
- (4) 県境を越える住民の避難又は他の都道府県からの避難の受入れの場合における関係都道府県知事との避難住民の受入れ及び移動時の支援等に関する協議
- (5) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）の規定に基づく港湾施設、飛行場施設、道路等の利用に関する指針（以下「利用指針」という。）を定めるための調整

2 避難実施要領策定への対応

署長は、管内の市町が避難実施要領（国民保護法第61条第1項の避難実施要領をいう。以下同じ。）を定めるに当たり、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運搬又は混乱の防止の観点から必要な意見を述べるものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するため必要となる措置について、配意することとする。

3 避難住民の誘導の措置

(1) 避難の指示の内容の伝達

本部長及び署長は、知事から避難の指示の通知があったときは、警報の伝達の場合に準じて、市町と協力して住民に対する避難の指示の内容の伝達を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。また、本部長は、当該内容を速やかに警察庁等に報告する。

(2) 避難誘導の必要な措置

本部長は、市町が避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制の実施、秩序の維持及びヘリコプターテレビシステムによる情報収集等の必要な措置を講ずる。

(3) 避難住民の誘導における警告、指示等

警察官は、避難住民を誘導する場合において、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者、避難の流れに逆行する者等に対して、国民保護法第 66 条第 1 項に規定する警告又は指示を行うものとする。この場合において、警告又は指示に従わない者がいる場合などには、同条第 2 項の規定により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険な事態が発生するおそれがある場所へ立ち入ろうとする者に対して、そこに入ってはならない旨を命ずること。

イ 危険な場所にいる者を、必要な限度の実力をもって安全な場所に移すこと。

ウ 危険な事態の発生のおそれが、道路上にある車両、立看板等に起因している場合において自らこれらの物件を除去すること。

エ その他危険防止のため必要な措置

(4) 輸送に対する支援

本部長は、病院、助産所、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校など、自ら避難することが困難な者が存在する施設において、施設の管理者及び市町のみによっては十分な輸送手段を確保することができない場合は、警察用航空機等の輸送手段による支援を行う。

(5) 被留置者の避難誘導

県本部留置管理課長及び署長は、地震、火災の場合に準じて、武力攻撃事態等における被留置者の避難計画をあらかじめ策定しておくものとする。

なお、武力攻撃事態等における被留置者の避難に当たっては、移送先を選定し、護送体制をとった上で、被留置者の避難誘導を適切に行うものとする。

4 避難住民の誘導における留意事項

(1) 関係機関との適切な役割分担

本部長は、避難住民の誘導を行うに際しては、県及び市町、海上保安庁並びに自衛隊との間で適切な役割分担の調整を行うとともに、交通規制等による避難経路の確保及び秩序立った避難の実施を図るものとする。また、可能な限り自治会、町内会等の単位又は学校、事業所等の単位での避難住民の誘導を行うよう努めるものとする。

(2) 防衛省、自衛隊等との連携

本部長は、自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、自衛隊等の車両等の移動のための経路を確保する必要があることに配慮し、平素から防衛省、自衛隊等と密接な連携を図る。

5 避難に伴う住民の安全確保等

本部長は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗又は救援物資の搬送及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその

周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。更に署長は、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、住民等からの相談に対応することを通じて住民等の不安の軽減に努めるものとする。

第16 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

本部長は、知事又は警察庁を通じ、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、対処基本方針に基づく所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずる。また、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のための必要な措置を講ずる。

(2) 対処に当たる職員の安全確保

本部長は、武力攻撃災害への対処措置にかかわる職員について、必要な情報の提供、防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の把握

本部長は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見したとき並びに当該兆候を知事、市町長又は発見した者から通報を受けたときは、直ちに通報の内容を確認するとともに、速やかに警察庁等に報告する。また、武力攻撃災害の兆候を知事又は市町長からの通報以外により把握した場合は、本部長又は署長が速やかに知事及び市町長に通報するものとする。

3 被災情報の収集

(1) 本部長は、武力攻撃事態等においては、ヘリコプターテレビシステム等の情報収集手段を有効に活用し、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(2) 本部長は、収集した被災情報を速やかに警察庁等に報告するとともに、知事に連絡する。

4 被災者の捜索及び救出

(1) 迅速な要員派遣

本部長は、把握した被災情報に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、警察用航空機、船舶等を活用し、消防機関、自衛隊、海上保安部等と連携した被災者の捜索及び救出活動に当たらせる。

(2) 援助の要求

本部長は、被害が大規模な場合、必要に応じ警察庁又は他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊の派遣等について、公安委員会の決裁を受け、援助の要求の手続を行う。

(3) 医療関係者への支援

本部長は、医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送について協力を求められた場合においては、パトカー等による先導、緊急通行車両標章の交付等について特段の配慮をする。

5 死体の見分又は検視

県本部の関係所属長及び署長は、武力攻撃災害に伴い多数の死体の見分又は検視を行う場合は、県、市町及び医療機関と協力し、要員、場所等を確保した上で、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを行うものとする。

6 安否情報の収集への協力

本部長は、武力攻撃災害に伴い、死体の見分又は検視などにより警察が保有した安否情報（国民保護法第94条第1項の安否情報をいう。以下同じ。）については、別に定める方法により、知事に通知するなど、県が行う安否情報の収集に協力するよう努める。この場合において、死体の見分又は検視を行った警察署で死者の住所地が判明しているときは、当該市町の長に対しても安否情報を提供するよう努めるものとする。

第17 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の状況の把握等

(1) 生活関連等施設の状況の把握

署長は、武力攻撃事態等において、管内の生活関連等施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「施行令」という。）第27条の生活関連等施設をいう。以下同じ。）について、知事による警報、避難の指示の内容その他の情報を踏まえ、当該施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等について、市町長と連携して必要な情報の収集を行う。この場合において、収集した当該情報については、本部長に報告するものとする。

(2) 安全の確保への配慮

署長は、管内の生活関連等施設の管理者にその管理に係る生活関連等施設の安全確保のための必要な措置を的確かつ安全に実施するため、必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該施設の管理者及び従事する者の安全確保に十分に配慮するものとする。

2 管理者等への支援

署長は、生活関連等施設の管理者又は市町長から支援の要請があったときは、指導、助言、警察官の派遣等必要な支援を行うものとする。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

3 立入制限区域の指定等

(1) 立入制限区域の指定

本部長は、武力攻撃事態等において、知事から要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、公安委員会の決裁を受け、立入制限区域を指定し、状況に応じてその範囲を変更する。

(2) 生活関連等施設の管理者への通知

本部長は、前記(1)の立入制限区域を指定したときは、速やかにその旨を当該生活関連等施設の管理者に通知する。

(3) 立入制限区域の公示

ア 本部長は、前記(1)の立入制限区域を指定したときは、県公報への掲載、報道発表等により必要な事項を住民に周知する。

イ 現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示等の設置などにより、立入制限区域、立入りを制限する期間等を明らかにするよう努めるものとする。

4 県警察が管理する生活関連等施設の安全確保

本部長は、武力攻撃事態等において、県警察が管理する生活関連等施設についても、速やかに警備の強化等安全確保措置を講ずる。

5 危険物質等武力攻撃災害の措置

本部長は、武力攻撃事態等において、警察庁等の指示を受けて危険物質等（国民保護法第103条第1項の危険物質等をいう。以下同じ。）の占有者、所有者、管理者その他危険物質等を取り扱う者に対し、国民保護法第103条第2項に基づく、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める場合には、危険物質等の管理者等の安全の確保に十分に配慮する。

なお、この計画のほか当該危険物質等に係る個別の法令に基づき、武力攻撃事態等において適切な措置が講じられるよう努める。

6 石油コンビナート等武力攻撃災害の措置

石油コンビナート等武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関し、石油コンビナートに対する生活関連等施設の安全確保措置を講ずるほか、この計画に定めがない事項については、静岡県石油コンビナート等防災計画（昭和52年3月静岡県石油コンビナート等防災本部）に定めるところによるものとする。

第18 武力攻撃原子力災害への対処

武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に関し、原子力事業所に対する生活関連等施設の安全確保措置を講ずるほか、この計画に定めがない事項については、

静岡県警察原子力災害警備計画の制定について（平成14年例規災ほか第1号）に定めるところによるものとする。

なお、武力攻撃事態等において、原子炉の運転停止が行われるに当たり、関係行政機関及び原子力事業者と緊密に連携し、施設及び運転要員の安全確保に努めるものとする。

第19 NBC攻撃災害への対処

NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による汚染が生じた場合の対処については、国の対処基本方針を踏まえた対応を行うことを基本とする。また、対処の現場における初動的な応急措置について、次に掲げる措置を行うものとする。

1 応急措置の実施

- (1) 警察官は、NBC攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、現場及びその影響を受けることが予想される住民に対し、市町長又は知事による措置を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、国民保護法第114条第3項の規定に基づき、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。
- (2) 本部長は、防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等職員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速に避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等を行い、化学物質による汚染の場合には、除染活動に努める。
- (3) 本部長は、NBC攻撃災害への対処に際しては、NBC攻撃による被害、汚染拡大防止等のため必要となる装備資機材又は要員について、県及び市町、消防機関と連携し情報の集約を図る。また、県を通じて医療機関等と汚染物質に関する情報の共有を図る。

2 汚染の拡大を防止するための措置

本部長は、NBC攻撃による災害に際し、汚染の拡大を防止するため、知事から要請があったときは、汚染され又は汚染された疑いがある物件等について、必要により、次に掲げる措置を講ずる。この場合において、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置の手続及び土地等への立入りの手続については、施行令に定めるもののほか別に定める。

- (1) 飲食物、衣類、寝具その他の物件の場合
占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。また、自ら当該物件を廃棄すること。
- (2) 生活の用に供する水の場合
管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。
- (3) 死体の場合

移動を制限し、又は禁止すること。

(4) 建物の場合

当該建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

(5) 場所の場合

当該場所の交通を制限し、又は遮断すること。

第20 応急措置等

武力攻撃災害への対処において、武力攻撃災害が突発的かつ同時多発的に発生するなど、容易に拡大する可能性が高く、緊急かつ広域的に対処する必要がある場合が多いことから、当該武力攻撃災害の現場において、次に掲げるとおりの応急措置等を実施するものとする。

1 署長の事前措置

署長は、知事又は市町長から要請があったときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる危険物貯蔵施設、火薬庫、堅固でない橋梁（りょう）、高い煙突、広告塔等の設備又は材木、危険物、毒劇物等の物件の所有者等に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示すること。

2 退避の指示

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長又は知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、通過者など、その地域に所在するすべての者に対し、退避の指示をすること。

3 応急公用負担等

警察官は、管轄区域内において武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認め、市町長若しくは知事による措置を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請のあったときには、次に掲げる措置を講ずること。この場合において、措置を講じた警察官は、直ちにその旨を市町長に通知するものとする。

(1) 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容すること。

(2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずること。この場合において、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する署長は、当該工作物等を保管するものとする。

4 警戒区域の設定

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、緊急の必要があるとき、市町長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがない

いと認めるとき又はこれらの者から要請があったときには、次により警戒区域の設定を行うこと。

- (1) 警戒区域の設定に当たって、ロープ、標示等の設置などにより区域を明示する。
- (2) 警戒区域を設定したとき又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、住民に周知する。
- (3) 警戒区域内には、必要と認める場所に位置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。
- (4) 警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知するものとする。

第21 道路交通の管理

1 交通状況の把握

本部長は、武力攻撃事態等において、現場の警察官又は関係機関からの情報、交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路又は交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

本部長は、武力攻撃事態等において、避難住民及び緊急物資の運送の経路を確保するため、公安委員会の決裁を受け、速やかに区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止し、又は制限するなどの交通規制を実施し、緊急交通路を確保する。この場合において、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両を抑制する必要がある場合には、当該地域周辺の県警察と協力し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。

なお、交通規制を行うに際し、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行うものとする。

3 緊急通行車両の確認

本部長は、緊急通行車両の確認事務については、別に定めるところにより、公安委員会の決裁を受け、武力攻撃災害の状況又は応急対策の状況に応じて行う。

4 交通規制等の周知

本部長は、前記2の交通規制を行ったときは、公安委員会の決裁を受け、道路管理者と協力し、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知する。

5 緊急交通路確保のための措置等

- (1) 本部長は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。
- (2) 本部長は、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次に掲げる措置をとる。

- ア 放置車両の撤去及び警察車両による緊急通行車両の先導の実施
 - イ 運転者等に対する車両移動等の措置命令の実施
 - ウ 道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じた障害物の除去の実施
- 6 道路管理者との連携

本部長は、交通規制を行うに当たっては、道路管理者等関係機関との密接な連携の確保に努める。

第22 応急の復旧

- 1 本部長は、武力攻撃災害が発生した場合、県警察の管理する施設及び設備について、できる限り速やかに緊急点検を実施することにより被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
- 2 県警察が管理する施設及び設備の被害状況の把握並びに応急の復旧を行うため、あらかじめ体制及び装備資機材を整備する。

第4章 事前の措置

第23 平素からの体制の整備

1 連絡、招集体制の整備

所属長は、平素から招集伝達命令系統表を常に最新のものとするとともに、連絡手段の確保、招集及び参集途上における情報収集など、連絡、招集体制の整備を図るものとする。また、職員各人に対して交通機関の途絶等を想定した自転車、徒歩等の代替手段を検討させるものとする。

2 物資の備蓄、調達体制の整備

本部長は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄その他必要な装備資機材の確保及び調達体制の整備など、平素からその機能の確保に努める。

3 広域緊急援助隊等の充実・強化

本部長は、広域緊急援助隊等の体制及び装備資機材の充実に努めるとともに、武力攻撃事態等において、直ちに必要な活動を行うことができるよう平素から訓練を実施する。

第24 情報通信の確保

本部長は、武力攻撃事態等における警報及び緊急通報の内容の迅速かつ確実な伝達など、平素から次に掲げる各種通信手段の活用のための体制又は設備の整備に努める。

- (1) 武力攻撃災害発生時において、通信が途絶することがないように、平素から非常電源を確保するなど非常通信体制の整備を図るとともに、その定期点検を行うこと。
- (2) 武力攻撃災害の発生に備え、平素から県及び市町、消防機関等と連携し、武力攻撃事態等を想定した通信訓練を定期的を実施すること。

- (3) 武力攻撃災害発生により、情報管理機能に支障を来した場合における速やかな復旧のため、平素からシステム構成の二重化、重要データのバックアップ等を実施すること。

第25 情報収集・連絡体制の確保

- 1 本部長は、国民保護措置の実施状況、被災情報等を収集又は整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。
- 2 本部長は、武力攻撃災害が警察の情報収集・連絡体制に重大な影響を及ぼす事態に備え、消防機関等の関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、平素から情報伝達の経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等に努める。
- 3 本部長は、機動的な情報収集活動を行うことができるよう、平素からヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を図る。
- 4 本部長及び署長は、市町長が行う警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県及び市町との協力体制の構築に努めるものとする。

第26 警備計画の策定及び報告

署長は、本計画に基づき、署の国民保護警備計画を策定し、本部長に報告するものとする。

なお、常に警備情勢を判断し、管内の実態に即したのものとするよう見直しを行い、計画を変更したときも同様とする。

第27 教養及び訓練の実施等

1 教養及び訓練の実施

所属長は、武力攻撃事態等を想定した招集・参集訓練、消防機関等の関係機関との共同訓練等を実施するとともに、職員に対して部内の情報連絡要領又は他機関からの情報収集等武力攻撃事態等における活動手順について教養を行うものとする。

2 訓練における交通規制

本部長は、訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、公安委員会の決裁を受け、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

3 訓練の実施に係る配慮事項

本部長は、訓練の実施に当たり、次に掲げる事項に配慮する。

- (1) 実動訓練、図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努めること。
- (2) 国民保護措置及び防災のための措置の間で共通する住民の避難、救援等については、訓練の実施に際して相互に応用できることを示し、国民保護措置についての訓練及び防災訓練を有機的に連携させること。

第28 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

県本部の関係所属長及び署長は、知事から提供を受けた生活関連等施設に関する情報を参考にしつつ、平素から管轄区域内に所在する生活関連等施設の名称及び所在地等について把握するものとする。

2 管理者等に対する助言

県本部の関係所属長及び署長は、生活関連等施設の管理者及び知事に対し、平素から生活関連等施設の特性に応じた警備強化等安全確保上留意すべき点につき助言するものとする。

3 安全確保の留意点の周知等

県本部の関係所属長及び署長は、知事と協力して、平素から生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させるよう努めるものとする。

第29 装備資機材等の整備

1 県本部の関係所属長及び署長は、国民保護措置の実施に備え、必要な物資又は装備資機材の整備・充実を図るものとする。

2 県本部の関係所属長及び署長は、警察施設が武力攻撃事態等発生時において応急対策の拠点となる重要性を考慮し、平素から施設の整備及び点検を行うものとする。

第30 交通の確保に関する体制の整備

1 交通規制計画等の策定

県本部の関係所属長及び署長は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、別に定める交通規制計画及び交通管制センターの運用計画に基づき、所要の交通規制計画等を策定するものとする。

2 広域的な交通管理体制の整備

県本部の関係所属長及び署長は、別に定める交通規制計画及び交通管制センターの運用計画に基づき、交通管理計画の策定及び交通管制施設の整備等を推進することにより、武力攻撃事態等における広域的な交通管理体制の整備を図るものとする。

なお、当該関係所属長は、随時必要な見直しを図らなければならない。

3 緊急通行車両に係る確認手続

県本部の関係所属長は、武力攻撃事態等において、公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるものとする。この場合において、確認手続の効率化、簡略化を図るため、事前届出ができる制度の整備に努めなければならない。

4 道路管理者との連携

県本部の関係所属長及び署長は、平素から武力攻撃事態等において道路管理者と連携し、交通規制状況等の情報を道路利用者に適切に提供できるようにしておくものとする。

5 緊急交通路として確保すべき道路の把握

県本部の関係所属長及び署長は、平素から武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送のために確保すべき道路についてあらかじめ把握しておくものとする。

6 運転者のとるべき措置の周知

県本部の関係所属長及び署長は、平素から武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による交通規制が行われた場合における通行禁止区域等内の一般車両の運転者がとるべき規制区間外への車両の移動行為、緊急通行車両の通行の妨害とならない駐車行為、警察官の指示に従う行為等の措置義務について住民に周知しておくものとする。

第31 特殊標章等の交付等

1 特殊標章等の交付及び管理

本部長は、別に定める規程に基づき、県警察の職員（本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）、その国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者に対し、特殊標章等を交付して使用及び管理をさせる。

2 特殊標章等

前記1に規定する特殊標章等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特殊標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青色の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

第5章 その他配意すべき事項

第32 配意すべき事項

本部長は、国民保護警備活動の実施に当たって、次に掲げる事項について配意する。

(1) 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由及び権利に制限を加えるに当たっては、当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

ア 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう必要な体制の確保に努めるものとする。

イ 国民保護措置に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続に関連する文書については、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民の保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合にはその保存期間を延長するなど、適切に保存するものとする。また、武力攻撃災害によ

る当該文書の逸失を防ぐために、安全な場所に確実に保管するなど、その保存には特段の配慮を払うものとする。

(3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、被災情報等について、正確な情報を適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

(4) 関係機関との連携協力の確保

ア 知事、市町長等から県警察に対して、国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

イ 広域にわたる避難、NBC 攻撃等による災害に対応するための物資及び装備資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

(5) 国民の協力の確保

ア 国民保護措置の重要性につき国民に対する啓発に努めるとともに、国民保護措置についての訓練を行う場合は、住民に対して、訓練への参加を要請するなどにより、国民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

イ ボランティア団体との連携を図るとともに、武力攻撃事態等においては、適切な情報提供に努めるものとする。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

警報、緊急通報等の情報伝達及び避難誘導、救援（国民保護法第 75 条第 1 項の救援をいう。）等において、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の保護に留意するものとする。

(7) 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

(8) 県対策本部長の総合調整への対応

国民保護措置に関し、県対策本部長たる知事による総合調整が行われた場合には、必要に応じ、総合調整の結果に基づく所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

第 6 章 緊急対処事態への対処

第 33 緊急対処保護措置

緊急対処事態においては、緊急対処保護措置として、この計画の第 2 章から第 4 章に定める事項に準じた措置を実施し、第 5 章に掲げる事項に配慮するものとする。

第 34 緊急対処保護措置以外の警察措置

緊急対処事態において、当該事態を終結させるためにその推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察が第一義的責任を有していることに留意するものとする。